

旧帝国図書館の和雑誌収集をめぐる

—「雑誌」メディアと納本制度—

田 中 久 徳

はじめに

- 1 戦前期の和雑誌収集方法の分析
- 2 戦前期の出版警察法制・納本制度の概略
- 3 新聞・雑誌の納本・交付をめぐる諸問題
- 4 収集雑誌の分野別特色
- 5 「雑誌」メディアと納本制度

むすびに代えて—今後の課題

はじめに

戦前の納本制度は、主たる目的が国家権力による言論・思想の統制におかれており、現行の国立国会図書館法による納本制度とは、その基本理念は全く異なるものであった。とはいえ、出版法・新聞紙法といった出版警察法規に基づき、内務省警保局に2部納本された資料のうちの1部が旧帝国図書館⁽¹⁾に交付され(内交)、⁽²⁾これにより明治8年以来、国内発行の新刊出版物の網羅的収集がなされてきたとされる⁽³⁾。

ところが、新聞・雑誌など逐次刊行物の場合、内務省に納本された資料がすべて帝国図書館に交付されたわけではなかった。詳細は後述するが、むしろ内務省から交付を受けた資料の方が少数派に属し、帝国図書館側では、自館に必要な新聞・雑誌資料の大半を寄贈や購入によって収集していた。内務省に納本された新

聞・雑誌資料は、帝国図書館によって網羅的に保存されてはいなかったのである。

この事実は、明治以降の日本の納本制度を論ずる上で極めて重大な問題と思われるが、不思議なことにも、これまで正面から考察されることはなかった⁽⁴⁾。国立国会図書館の蔵書の中で、戦前期の新聞・雑誌類の所蔵が同時代の図書に比べて手薄である点は改めて指摘するまでもないであろうが、その理由が納本制度に基づく網羅的収集がなされなかったためである、との明確な理解は十分に認識されていない。従って、明治以降の国内刊行資料の網羅的収集を掲げる当館の収集方針の中でも、この問題が特に強調されることはなかった⁽⁵⁾。

本稿では、特に雑誌資料を中心として⁽⁶⁾、以下の諸点について論究を進めることにしたい。

まず、戦前期に刊行された新聞・雑誌類のうち帝国図書館が収集しえたものほどの程度なのか。また、網羅的収集では

なくある種の選択を行なって収集をはかったのならば、その基準はどのようなものであったのか。たとえ網羅的ではないにせよ、現在、当館が所蔵する戦前期の新聞・雑誌資料は、国民の財産として資料の最後の拠り所とされる貴重なコレクションであることは疑いなく、その資料構成や分野別特徴を検討してみる作業は重要であろう。

一方、新聞・雑誌資料が「なぜ図書と同様に内務省からの交付という形で収集されなかったのか」という問題を考える必要がある。内務省と帝国図書館の間でどのようなやりとりがあったのか。新聞・雑誌類の中で、内交という形で収集された割合はどの程度あったのか。交付されなかった資料はいったいどうなってしまったのか。

資料面の制約と筆者の力量不足により、不完全なアプローチに留まるであろうが、本稿ではこの問題を正面から考えてみたいと思う。最後に、雑誌類の網羅的な資料収集はなされなかったという前提のもとで、資料のアクセスを保証していくために当館が取り組んでいくべき課題に言及してみたい。

注

- (1) 明治5年書籍館の設立以来、幾たびかその機構や名称に変遷があるが、本稿では、特に支障のない限り「帝国図書館」の名称で代表させたい。
- (2) 内務省から帝国図書館へ交付された資料は、短縮して「内交」資料とよびならわされてきた。
- (3) 岡田温「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」『図書館研究シリーズ』第5号 p. 199~212, 1961

- (4) 「雑誌が内務省交付によって収集されていなかった」ことに直接言及している例として、元帝国図書館長岡田氏の発言が見られる。

「雑誌は、納本の対象になっていたようですが、ほとんどこなかった。ただ、稀には来るんです。一号ずつの単独受入れですから私の担当でしたけれど、欠けてばかりいて満足に来やしないので、乙（引用者注・乙部資料については2章を参照のこと）の倉庫に積んでおきました。」（『図書館の歴史と創造 1 岡田温先生を囲んで』丸善 p.14 1976）

また、西村正守「文書に見る帝国図書館の新聞収集」『参考書誌研究』第6号 一〜一三 1972 には、帝国図書館が新聞資料を購入または寄贈によって収集していたことが紹介されている。

- (5) 当館の毎年の資料収集実施計画には、「明治以降出版された資料で未収のもの、とくに旧外地出版物および戦後の納本制度空白期の出版物で未収の資料は、雑誌・新聞の欠号をふくめて鋭意収集につとめる」とあり、戦前期の新聞・雑誌についての特別の配慮は見られない。
- (6) 新聞の収集に関しては、前出西村論文(4)に詳しい報告がなされていること、また、当館を中心とする新聞マイクロ化や『全国マイクロ新聞所蔵一覧』などの成果によって、全国的な資料分布の現状と国立国会図書館所蔵資料の相対的割合もある程度把握されているため、本稿では、主要な分析対象を雑誌に絞ることとした。

1 戦前期の和雑誌収集方法の分析

昭和23年6月に創設された国立国会図書館は、衆議院・貴族院の両議会図書館と帝国図書館の全蔵書を引き継いでおり、その起源の多様性が示すように資料構成も複雑なものになっている⁽¹⁾。また、

図書・雑誌・新聞といった資料区分は、その時々解釈によってかなり揺れ動く性質を持つため、資料範囲を定義することはかなり難しい⁽²⁾。

このような事情を考慮にいたした上で、新聞・雑誌資料の概略を整理してみよう。現在、国立国会図書館が所蔵する和雑誌資料は、すでに廃刊となったものを含め、約6万タイトル(新聞資料は約5,000タイトル)⁽³⁾となっている。このうち戦前期の資料は、雑誌約4,500タイトル(新聞約500タイトル)と推計される⁽⁴⁾。これら当館の所蔵する新聞・雑誌資料は、その由来から、次の4系統に大別される。

1. 旧帝国図書館所蔵の資料
2. 衆議院・貴族院図書館の所蔵資料
3. 寄贈・購入で受け入れた機関・個人コレクション
4. 国立国会図書館成立以後の新規受け入れ資料

1は、明治8年の東京書籍館以来受け入れた⁽⁵⁾、国内刊行新刊資料が主体であり、雑誌は分野別に54(1~59)の雑函、新聞は新函として整理されている⁽⁶⁾。4の国立国会図書館成立後の資料は、昭和20年~41年受け入れ資料はNDC(日本十進分類表)第6版による分類⁽⁷⁾、昭和42年以降の受け入れ資料はNDLC(国立国会図書館分類表)による分類により整理されているが、それぞれタイトルが継続しているものは、最新の分類による請求記号へと切り替えられたため、例えば、NDLC分類の時期まで継続している雑誌は、戦前の雑函期間分もNDLC整理による請求記号が付与されている。昭和20年までに廃刊となったものが雑函記号のまま残され、それ以後、昭和41年までに廃刊となった資料は、NDC整理による請求記号扱いとなっている(現在、新規受け入れの資料は、戦前の資料であって

表1 雑函分類記号別に見た雑誌の収集方法

| 雑 函 | 総 数 | 寄 贈 | 購 入 | 内 交 | 判別不能 | その他 |
|----------|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 1 宗教哲学総記 | 28 | 21 | 2 | 0 | 5 | - |
| 2 神道 | 18 | 9 | 1 | 6 | 2 | - |
| 3 仏教 | 77 | 60 | 2 | 13 | 2 | - |
| 4 耶蘇教 | 28 | 18 | 3 | 5 | 1 | 1 |
| 5 哲学(専門) | 49 | 36 | 8 | 4 | 1 | - |
| 8 文学語学総記 | 191 | 124 | 42 | 16 | 7 | 2 |
| 9 支那文学 | 14 | 7 | 3 | 3 | 1 | - |
| 10 国文学 | 47 | 22 | 9 | 13 | 3 | - |
| 11 和歌 | 35 | 22 | 5 | 6 | 2 | - |
| 12 俳諧 | 34 | 29 | 1 | 3 | 1 | - |
| 13 滑稽文学 | 21 | 19 | 0 | 2 | 0 | - |
| 14 書目 | 105 | 72 | 23 | 1 | 6 | 1 |
| 15 語学総記 | 8 | 6 | 1 | 1 | 0 | - |
| 17 速記術 | 5 | 1 | 1 | 3 | 0 | - |
| 18 外国語 | 17 | 8 | 5 | 4 | 0 | - |
| 19 歴史地理 | 182 | 115 | 34 | 18 | 13 | 2 |

| | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|-----|-----|
| 21 政治法律 | 172 | 103 | 22 | 41 | 5 | 1 |
| 22 経済財政 | 184 | 128 | 26 | 25 | 2 | 3 |
| 23 社会 | 130 | 78 | 18 | 22 | 12 | - |
| 24 統計 | 12 | 10 | 0 | 1 | 1 | - |
| 25 数学 | 15 | 6 | 4 | 4 | 1 | - |
| 26 理学 | 106 | 61 | 30 | 10 | 5 | - |
| 27 一般医学(東京) | 83 | 64 | 9 | 9 | 1 | - |
| 28 一般医学(地方) | 62 | 51 | 0 | 11 | 0 | - |
| 29 専門医学 | 176 | 124 | 6 | 36 | 9 | 1 |
| 30 薬学 | 23 | 17 | 1 | 4 | 1 | - |
| 31 工学 | 349 | 241 | 17 | 84 | 7 | - |
| 32 兵事 | 36 | 18 | 3 | 15 | 0 | - |
| 33 美術 | 107 | 47 | 40 | 17 | 3 | - |
| 34 図案 | 10 | 3 | 0 | 7 | 0 | - |
| 35 音楽遊戯写真印刷 | 156 | 96 | 25 | 28 | 5 | 2 |
| 37 農業総記 | 53 | 40 | 1 | 12 | 0 | - |
| 38 農業 | 90 | 61 | 10 | 18 | 1 | - |
| 39 農事試験場報告 | 46 | 2 | 0 | 44 | 0 | - |
| 40 園芸 | 22 | 14 | 2 | 6 | 0 | - |
| 41 山林 | 19 | 14 | 0 | 5 | 0 | - |
| 42 牧畜 | 41 | 32 | 3 | 6 | 0 | - |
| 43 水産 | 24 | 13 | 3 | 8 | 0 | - |
| 44 蚕糸業 | 20 | 11 | 1 | 8 | 0 | - |
| 45 商業貿易銀行 | 76 | 61 | 6 | 7 | 2 | - |
| 46 商工会議所の報告 | 31 | 18 | 0 | 13 | 0 | - |
| 47 度量衡及び簿記 | 5 | 3 | 0 | 2 | 0 | - |
| 48 交通 | 44 | 28 | 4 | 10 | 2 | - |
| 49 工芸 | 112 | 78 | 13 | 19 | 1 | 1 |
| 50 家事 | 22 | 18 | 2 | 1 | 1 | - |
| 51 女学雑誌 | 57 | 31 | 14 | 11 | 1 | - |
| 52 青年少年雑誌 | 54 | 33 | 9 | 7 | 4 | 1 |
| 53 画報戦争記 | 20 | 7 | 11 | 1 | 1 | - |
| 54 時事評論 | 141 | 94 | 39 | 3 | 5 | - |
| 55 学術雑誌類 | 70 | 43 | 8 | 14 | 4 | 1 |
| 56 雑団体雑誌類 | 131 | 60 | 17 | 41 | 12 | 1 |
| 57 特許及び商標 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | - |
| 58 官報 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | - |
| 59 教育関係 | 133 | 94 | 8 | 21 | 10 | - |
| 総 計 | 3696 | 2378 | 492 | 670 | 140 | 17 |
| % | 100 | 64.3 | 13.3 | 18.1 | 3.8 | 0.5 |

*新聞へ切り替への資料、及び法令議会資料室への移管資料120タイトルは、除外した。

*雑61函(明治期乙部図書からの切り替え資料)433タイトルも除外した(乙部図書切り替え雑誌は、すべて内交資料と推定される)。

も NDLC 分類で整理される)。

2の衆議院・貴族院からの移管資料⁽⁸⁾、3の寄贈・購入コレクションについては、基本的には重複調査の上、未収資料・欠号の補充を行い、複本分は別置されているが⁽⁹⁾、未整理資料も存在する。なお、未整理資料の問題については、雑誌の初巻整理の歴史と併せて後述することにした。

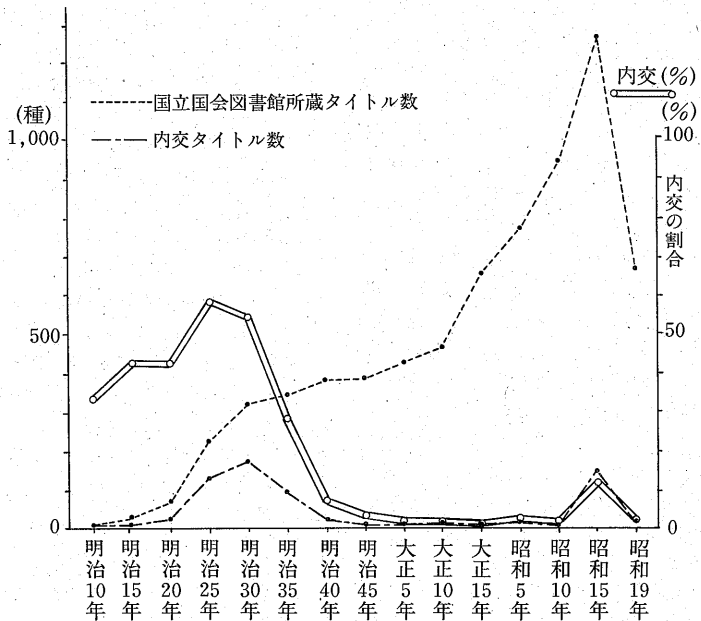
以上が、現在の国立国会図書館が所蔵する新聞・雑誌資料の概要であるが、雑誌の場合、戦前分の資料の主体は、帝国図書館の蔵書として整理されてきた、雑

函約4,000タイトルである。その雑函タイトルについて、収集方法別に分類を試みたものが表1⁽¹⁰⁾である。

結果として、全体の64%は寄贈、13%は購入によって収集されており、帝国図書館の国内新刊資料の収集手段として通説とされてきた、内務省からの資料交付(内交)によるものは、全体の18%程(670タイトル)にすぎない⁽¹¹⁾。さらに、タイトル数の変化と内交タイトル、内交資料比率の経年変化を図1に示す。

興味深いことに、明治30年頃までは、半数近い資料は内交によって収集されて

図1 経年的に見た雑誌タイトル数の変化



いたものが、雑誌タイトル数の増加とともに内交の比率が激減していき、大半の資料が寄贈によって収集されるようになっていく。

そのほとんどが内交という形で収集されていた図書資料と異なり、雑誌が内交によって収集されなかったのはなぜなのか。次章では、内務省による納本制度の仕組みを追跡し、納本資料の行方について考察していきたい。

注

- (1) 昭和23年6月に成立した国立国会図書館は、昭和24年4月国立図書館(昭和22年12月に帝国図書館から改称)を支部上野図書館として合併した。これ以降赤坂本館と上野図書館では、統合を前提としながらも、昭和36年の新庁舎への資料搬入に到るまで、収集・整理等別個の歩みを続けた。このことも、資料構成を複雑にした1つの事由である。
- (2) 例えば、明治初年の『西洋雑誌』などは図書扱いである(『国立国会図書館百科』出版ニュース社 p.262 1988)。乙部資料(次章参照、図書扱い)中には、雑誌と思われる資料が多数見られるが、このうち、492タイトルは、『明治期刊行図書目録』の作成時に雑函に移され(雑61函)雑誌扱いとなった。また、戦前の継続物官庁出版物(年報・紀要・統計書・職員録等)約3万2,000冊は、図書扱い(14点函資料)になっているが、若干の民間出版物も含まれる(相馬民子「官庁資料の収集と目録整備」『国立国会図書館月報』第301号 p.2~11 1986)。戦後、年報・年鑑類は図書扱いとされていたが(支部上野図書館では、A函としてまとめていた)、昭和61年以降逐次刊行物扱いに切り替えられた。新聞と雑誌の境界についても解釈が変遷しており、戦後、雑函資料のうち、71タイトルが新聞扱いに変更となっている。
- (3) 雑誌62,959,新聞5,071タイトル(1989.3現在)ただし、複製版、マイクロ資料等を含む。
- (4) 雑函、新函の数字をもとに概算した。
- (5) 帝国図書館の起源は、制度としては、明治5年創設の書籍館に遡ることができるが、約11万冊といわれるその蔵書は博覧会事務局、浅草文庫を経て、現在の国立公文書館内閣文庫に引き継がれたため、蔵書面の起源は、明治8年の東京書籍館からとなる。(佐久間信子「明治に於ける官庁資料収集の系譜とその利用」『参考書誌研究』第2号 p.23~38 1971)
- (6) 雑函1~59の中には、欠番があるので総数は54となる。雑函資料は、帝国図書館時代に受け入れられた資料であるが、現在の雑函資料には、戦後、支部上野図書館となってから、乙部資料の収蔵されていた外庫に貯められていた未製本雑誌を製本・整理したものも相当量含まれている(これは、前出岡田氏の発言にある内交によって収集された雑誌に相当するもので、戦後まで未製本のままおかれていた)。『上野図書館の経験を語る』(1967年)匿名座談会には、「上野図書館に入ったのは昭和25年。いわゆる乙部の雑誌が、天井まで積み上げられていた。普通、黄色いはずのホコリが、それは真黒だった。真黒になった雑誌を毎日毎日整理しているうちに、とうとう肋膜炎になった」という談話が見られる(p.13)。
- (7) 昭和36年の新庁舎統合まで、赤坂本館と支部上野図書館では、各々別個に資料の受け入れ整理を行っていた。このうち戦後、上野図書館で整理した雑誌資料(NDC第5版で整理)は、M函とよばれていた。36年の資料搬入に際して、M函資料のうち赤坂本館で所蔵していないタイトルは、昭和25年を境界として本館資料に繰り入れられた。
- (8) 昭和15年現在の『衆議院図書館所蔵図書目録』によれば、衆議院図書館の所蔵新聞・雑誌は、各々19タイトル、55タイトルとなっている。
- (9) 国内刊行の新聞・雑誌資料を含む主要なコ

レクションには、機関コレクションとしては、旧満鉄東亜経済調査局資料、桜田文庫(旧立憲民政党政務調査館蔵書)等、(前出『国立国会図書館百科』参照)個人コレクションとしては、明治初期の新聞を中心とした鈴木秀三郎文庫があげられる(多田俊五、西宮能敬「鈴木秀三郎氏旧蔵新聞関係資料目録」『参考書誌研究』第6号 p.19~27 1972)。その他、森文庫、石井文庫、布川文庫、袋一平旧蔵書等に和雑誌資料が含まれる(『国立国会図書館所蔵コレクションの紹介』『NDLレファレンスサービスを中心にII』1987参照)。コレクション資料のうち、図書は一括して別置されるコレクションもあるが、雑誌の場合は、欠号補充に使用されコレクションは解体されてしまうことが多い。特定主題のもとに収集されたコレクションの場合には、雑誌を含めコレクションとして一括して利用・保存をはかることが望ましいのではないかとされる。

- (10) 同一タイトルでも時期によって受け入れ方法の異なる場合があったが、基本的には初号の収集方法を採用した。
- (11) 昭和3年1~9月の内交記録によれば(拙稿

「明治期刊行図書の総数を推理する」『BP』第7号 p.14~18 1989)、甲部図書3,967冊、乙部図書2,476冊に対して、雑誌は、1,696冊となっている。

2 戦前期の出版警察法制・納本制度の概略

近代日本の検閲制度は、法制度上では出版届出制(自由主義)を採用しており、建前としては、出版許可制(検閲主義)は存在しないことになっていた。このため、実施運用面においては、発行禁止(草稿検閲制)という強権的方法ではなしに、発売頒布停止処分(いわゆる「発禁処分」という我国独自の制度を形作っていた。明治憲法の下、帝国臣民には「著作印行の自由」(第29条)が曲がりなりにも保証されているという形式をとりながら、大量の出版物の言論統制に対処する柔軟かつ現実的な制度が機能していた⁽¹⁾。

我国の出版警察法規の特徴点の1つと

表2 新聞紙法・出版法の特徴

| | 新聞紙法(明治42年) | 出版法(明治26年) |
|-----------|---|---|
| 対象 | 新聞・雑誌 *保証金有・無の2種 | 普通出版物 *学術等の雑誌を含む |
| 納本時期 | 発行と同時に | 発行3日前 *10日前(～明治26年) |
| 納本先 部数 | 内務省警保局図書課 2 管轄府県警察(警視庁) 1 地方裁判所検事局 1 区裁判所検事局 1 計 5部 *明治20~42年 4部 | 内務省警保局図書課 2部 *明治2~5年 5部 *明治5~26年 3部 |

して、時事を掲載する逐次刊行物を対象とするもの（明治6年新聞紙条例・明治42年新聞紙法の流れ）とそれ以外の出版物を対象とするもの（明治8年出版条例・明治26年出版法の流れ）との二元性が指摘される。別法規とした理由は、主として事務運用上の観点によるものと見られ、実際には、数次にわたり両法の統合が画策されたが、ついに果たせないまま終戦に到っている⁽²⁾。納本・検閲の機構は、新聞紙法・出版法により異なるので、両法を対比しながら検討してみたい。

表2に、新聞紙法・出版法の概略を示す。両法とも幾度か変遷を経ているため、対象とする時期によっても多少の差異は生じるが、発行時点での速やかな処分を必要とする新聞・雑誌類とそれ以外の出版物とでは、終始別体系の検閲組織となっていた。

新聞紙法（明治42年）によれば、新聞紙の定義は、「一定の題号を用い時期を定め、又は6カ月の期間に於て時期を定めずして発行する著作物、及び定時期以外に本著作物と同一題号を用いて臨時発行する著作物」（第1条）であり、今日の新聞と一部の雑誌が該当していた。また、新聞紙法の対象とする出版物は、時事を扱うものとそれ以外とに大別され、前者には一定額の保証金を納めることが義務づけられていた。出版法（明治26年）は、新聞紙法によらない普通出版物を対象とするものであったが、「専ら学術、技芸、統計、広告の類を記載する雑誌」（第2条）は、出版法による取扱を受けることができた。雑誌については、新聞紙法の対象となるものと出版法の取り締まりを受けるものの両者が存在していたことになる⁽³⁾。

まず、検閲機構の変遷をみると、明治8年6月22日、准刻・衛生の2事務が文部省から内務省へ移管となり⁽⁴⁾、図書の検閲（出版条例）は図書局、新聞（新聞紙条例）については警保局の管轄となった。その後、警察行政強化の中で、明治26年10月、検閲業務は警保局図書課に一本化された。この体制は、昭和15年12月の検閲課の設置と内閣情報局の創設という、国家総動員法の下での戦時非常体制の成立まで続くことになる。

次に、実際の検閲事務について触れてみたいが、残された記録が乏しいために明瞭でない面も多い。昭和11年時点で、内務省警保局図書課には、新聞検閲係・出版検閲係・蓄音機レコード検閲係・外字出版物検閲係・企画係が置かれ、各係には事務官（係長相当）が配属されていた。人員構成は、新聞検閲係の場合、統括事務官（係長）1名、検閲意見に対する審査担当理事官1名、安寧係属官12名、風俗係属官4名、庶務係属官4・雇3名、出版検閲係では、統括事務官（係長）1名、属官9名、囑託（古典文学・神道・宗教・守礼・暦・性科学）数名であったとされる⁽⁵⁾。検閲事務は、係官（属官）が執務内規に従って実務を行ない、係長たる事務官が処置を決定した。執務内規には、安寧秩序を乱す場合と風俗を害する場合の各々について、具体的事項が掲げられた検閲標準が作成されていた⁽⁶⁾。

『千代田図書館八十年史』⁽⁷⁾には、内務省の検閲実務の名残をとどめる検閲本が紹介されている。後述するように、関東震災以後、内務省は検閲の済んだ「検閲ガラ」と言うべき本を東京市立の各図書館に委託し利用をはかった。内務省委託図書と呼ばれた、こうした図書に検閲事

務の痕跡が残されている。事務手順は、まず、納本された資料の見返しに青スタンプの収受印が押される。この見返しは、そのまま決裁書類として利用され、複数の係官（属官）の検閲意見と認印が押された後、事務官（係長）と図書課長の決裁により処置が決定されたという。検閲終了後、各資料には、内務省の分類記号と整理番号が付与された。

出版法による納本資料の検閲事務は、内務省本省で行なわれていたが、一方で、新聞紙法の対象資料の多くは地方発行の新聞・雑誌資料であり、地方警察に納本された資料によって、各都道府県庁の特別高等警察課（検閲課）で実務が行なわれ⁽⁸⁾、問題点だけを電話で本省に照会して指示を仰いだという⁽⁹⁾。本省の新聞検閲係の担当者（属官）が10名前後であったということから考えても、実務の多くが各県の特高警察に任されていたと推測され⁽¹⁰⁾、この点が、新聞紙法と出版法との事務運用上の最大の違いであったと考えられる。

この辺で、検閲終了後の資料の行方に関心を移したい。内務省に納本された資料（時期により2～3部と差がある）のうち、1部（正本）は検閲事務に使用され、終了後は内務省内で永久保存されることになっていた。内務省では、明治8年以来受け入れた正本を分類・整理した上で、図書寮（明治9年図書局と改称）を設置し保存した。明治17年3月には、皇居和田倉門内に数千坪の敷地を持つ千代田文庫を設営しその所蔵図書を移したという⁽¹¹⁾。その後の経緯には不明の部分が多いが、この千代田文庫は解体され、再び内務省内で納本図書の保管を行なったらしい。『図書月報』大正5年5月号⁽¹²⁾に「内

務省の図書」と題して、内務省の当局者が語ったという次のような記事が紹介されている。

「内務省警保局図書課の所蔵する出版物は、出版法新聞紙法に依るすべての図書印刷物を包括し、今日にては毎日新聞紙約五百著作物雑誌等多き日には七八十種に達し、少なき日も二三十種を下らず、明治初年より現今に至る図書の完備してその数の累多なる、如何なる大図書館も之れに及ぶものなし。」

しかし、この貴重な図書も不完全な土蔵中に収められ破損がはなはだしく、内務省では、「後代の国宝」ともいうべき、将来の日本の文明を語る最も有力な好資料の保存利用をはかるため、6万円の図書保存費を計上し完全な書庫を建築しようと計画しているが残念ながら実現に至らないと結ばれている。納本資料の保存について内務省担当者が予想外的確な認識を持っていたことがうかがわれ興味深い。同種の記事は、同誌大正8年12月号⁽¹³⁾にも「内務省所蔵図書開放」と題して、内務省赤木図書課長の談話が紹介されている。

「本課で検閲した書物は明治8年以來、大正6年まで単行本がおよそ百万部ある、これはことごとく6個の倉庫中にギツシリ詰め込んであるので、現在では虫が喰っているか破れているか、又明治初年のものはどうなっているか私にもわからない、一昨年内務省ではこれを一般公開の目的でその方法を研究したことがあったが、その時分の計量としては四階建ての洋館新築費として六十五万円、整理費として二万六千円雑費三万円職員手当一万七千円その他印刷製本料十二万円総計八十四

万円前後を要するのであった、これを予算会議に提出した所すぐに除外されてしまった(後略)

なによりも帝国図書館の苦渋に満ちた歩みが示すように、短絡的に国力の拡大に結びつかない「文化」に対して、政府の理解は乏しかった。国家権力による言論統制を第一義とする納本制度の中で、資料の保存はあくまで副次的なものにすぎず、内務省の納本資料保存館構想は日の目をみる事が出来ないまま、「将来の日本の文明を語る最も有力な好資料」は、大正12年9月1日の関東大震災によってすべて灰燼に帰してしまう。

震災以降、長年蓄積した資料を失った内務省では、納本資料に対する姿勢に変化が生じる。先に触れたように、検閲の済んだ正本のうち内務省で事務利用する必要のないものを東京市内の各市立図書館に委託する制度が、終戦に至るまでつづけられた。年間、数千冊から1万冊以上の図書が委託本として利用に供されていったとされる⁽⁴⁾。

次に、帝国図書館に交付されていた複本に目を転じたい。明治5年の出版条例では、文部省に対して3部納本が規定されていたが、明治8年東京書籍館の発足にあたり、このうちの1部を東京書籍館に回付することとした。まもなく准刻事務が内務省へ移管されたため、東京書籍館では、文部省を通じて、内務省に対し従前通り納本図書の1部交付を願っていた。これ以後終戦に至るまで、出版警察法制の変遷はあったものの、納本資料の1部交付が続けられてきたとされている。内交本と呼ばれる交付資料は、帝国図書館の側では、閲覧利用に供する甲部、目下の利用価値は乏しいが保存の道を講

じ価値については、後日の判断を待つものとした乙部、広告・引札・正月用の玩具・日記・帳簿など利用保存の価値なしとして1か年間保存の上廃棄された丙部に3分していた⁽⁵⁾。

以上、内務省への納本を機軸とした戦前の出版警察法制・納本制度を概観した。次章では、さらに、新聞・雑誌資料の納本・交付の問題に的を絞って考察していきたい。

注

- (1) 奥平康弘「検閲制度(全期)」『講座日本近代法発達史』第11巻所収 p.133~205 頸草書房 1967
- (2) 第45帝国議会(大正11年)提出「出版取締り法案」、第51帝国議会(大正15年)「出版物法案」など 前出 奥平論文
- (3) 新聞紙法にかかる雑誌を甲号雑誌、出版法にかかる雑誌を乙号雑誌とよび区別していた。
- (4) 『上野図書館八十年略史』 p.31 1953
- (5) 「検閲掛事務分担表」『出版警察報』第89号 p.219 1936
- (6) 『内務省史』第2巻 p.757 1971
- (7) 『千代田図書館八十年史』 p.188 1968
- (8) 各府県警察、裁判所に納本された資料の行方については、これまでのところ、全く報告が見あたらない。
- (9) 『内務省史』第1巻 p.805 1971
また、同書には、新聞検閲事務官(係長)の勤務体制が紹介されている。
「夕方、夕刊に目を通して官舎に引き上げた後、中央・地方からの聞き合わせが夜半までつづいた。また、朝刊は、午前六時、内務省の小使が一括届けてきた。床中でそれを検閲し、宿直の係員に必要な指示を与えて、さらに一睡する。内務省に出勤するのは、十時を過ぎるのが通常であった。」
- (10) 前出 奥平論文 p.61には、中央と地方の

連絡の緊密性を示す一例として、電報用の特殊な出版警察略号が発達したことがあげられている。

- (1) 『内務省年報・報告書』第12巻（明治17年）三一書房 1978
- (2) 「内務省の図書」『図書月報』大正5年5月号 p.142 1916
- (3) 「内務省所蔵図書解放」『図書月報』大正8年12月号 p.153 1919
- (4) 前出『千代田図書館八十年史』p.185
- (5) 岡田温 前出論文

3 新聞・雑誌の納本・交付をめぐる諸問題

明治8年5月17日、東京書籍館の閲覧業務が開始されたが、これに際し館側では、文部本省に新聞購求の伺いをたて、報知新聞等6紙購読の裁可を得たとの記録が残されている。また、翌9年からは、読売新聞等数紙を寄贈によって収集している⁽¹⁾。明治8年の年報によれば、在籍新聞雑報類は21種あり、うち文部省交付が3種、購求が18種であった。(明治10年では、寄贈14種、購求31種)⁽²⁾

このように、明治初年から新聞については、購入か寄贈による収集が普通であり、日刊新聞に関しては、内務省交付によって収集されている事例は見つかっていない。その理由は、館側にあったのかそれとも内務省側にあったのか判然と

しないが、毎日刊行配達される新聞の場合、内務省からの交付を待っていたのでは⁽³⁾、資料価値が失われてしまうことは想像に難くない。当時においても、新聞は図書館資料として重要な位置を占めていたことは疑いなく⁽⁴⁾、それ故に当初から購入予算も認められたと思われるが、一方で、納本制度による網羅的収集といった場合に想定される資料は図書(書籍)であって、その意味では、新聞は、一時的資料にすぎないという概念が強く存在していたのではないかと思われる。あくまで推測の域を出るものではないが、納本図書館出発の当初から、新聞は網羅的収集の対象としては強く意識されていなかったのではないか。明治10～13年の期間、東京書籍館は東京府に移管されていたが(東京府書籍館時代)、明治13年、幹事(館長)岡千仞は東京府に対し、地方新聞収集の建議を提出している⁽⁵⁾。

「本館ニ於テ国内新聞一切取揃保存候へバ後世ノ一大珍籍ト罷成編集各人ノ心血ヲ不朽ニ相伝公私両便永遠珍重仕候限」

当時としては、大変に見識の高い意見と思われるが、同時に新聞資料の網羅的収集が達成されていなかったことを証明する証拠でもある。新聞・雑誌資料と納本制度については、後ほど第5章において

表3 明治20～30年の寄贈新聞・雑誌タイトル数

| 明治(年) | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|--------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|
| 新聞(寄贈) | 8 | 13 | 13 | 13 | 13 | 18 | 17 | 17 | 19 | 18 | 15 |
| 雑誌(寄贈) | 19 | 42 | 58 | 62 | 59 | 59 | 57 | 61 | 75 | 85 | 89 |
| (内交) | 28 | - | - | - | - | 96 | - | - | - | - | 145 |
| (総数) | 72 | - | - | - | - | 192 | - | - | - | - | 295 |

検討を試みたい。

雑誌の場合、新聞ほどではないにせよ、速報性と一時性という性質を持っており、一部は、図書と同様に内務省交付によって収集されたものの、新聞同様に寄贈または購入による収集も定着していったと推測される。明治20～30年にかけての東京図書館時代の年報には、寄贈によって受け入れていた新聞・雑誌類のタイトル名の記載が見られるので⁽⁶⁾、表3にこの期間の寄贈タイトル数と内交タイトル数（5年ごと）の変化を示す。この10年間で、寄贈雑誌のタイトル数、内交雑誌のタイトル数、受け入れ雑誌の総数ともに、約4倍に伸びている。内務省統計によると⁽⁷⁾、新聞紙条例による在籍新聞・雑誌の総数はこの10年間に約2倍に増えているが、受け入れ雑誌の増加率は、それをはるかに上回っており、明治の前半期には雑誌の収集がある程度網羅的に行なわれたと考えてよいのではないだろうか。また、図1に見られるように、約半数の資料は内交によって収集されていることも重要である。

ところが、明治30～40年にかけて状況は一変する。同様に出版統計によると、新聞紙条例による新聞紙・雑誌の在籍タイトル数は、明治30年745（1.00）、同35年1,328（1.78）、同40年2,300（3.09）、と明治の後半から急激に増加していくが、一方で、帝国図書館の在籍雑誌数は、明治30年295（1.00）、同35年334（1.13）、同40年375（1.27）とわずかな伸びにとどまっている。この時期、新聞・雑誌類の激増に対して、帝国図書館はきわめて不十分な対応しかできなかったのである。

図1では、明治30年を境として内交資料が急落していく点特徴的であるが、

帝国図書館文書に手がかりを示唆する事例が見られる。「発禁本」の取扱いをめぐる帝国図書館文書（上申書、諸向往復文書など）の調査から、興味深い報告がなされている⁽⁸⁾。発端は、書庫の狭隘であった。明治20年代、年々1万冊を越える蔵書の増加を前に書庫増築が緊急課題となったが、一向に予算は認められない。そのため、帝国図書館側では、一部不用図書の廃棄に踏み切る。明治24年9月7日付文部省への上申書では、乙部図書中の「児童ノ玩弄ニ供スル絵本類ノ如キ極メテ卑近ノモノ」を廃棄したいと願いでている。その後も事態は改善せず、明治27年になると廃棄の対象が拡大され、「同一種で数版あるものは最終版のみを残す」という方針が出されている。こうして、内務省交付資料が一部分廃棄されていく中で、ある事件が起こる。内務省から時代を遡って発行禁止処分になった一部資料の返還を求められるが、帝国図書館側では、すでに処分してしまい該当資料が見あたらない。内務省としては、交付資料の廃棄が行なわれているとは思ってもみないことであつたらしく、明治31年6月6日付で、内務省警保局から帝国図書館へ次のような通達が出される。

「従来及交付候納本図書之内別括物トシテ交付候分ハ警察取締上必要ニ有之又タ貴館ニ於テハ多ク廃棄物トシテ御取扱之趣ニモ聞及候条自今右之分ハ一切交付不致候左様御了知有之度此段伸進候也」

その後、文部内務両省の間に数度のやりとりがあった後、書庫狭隘の状況では、「別括物」の交付途絶もやむをえないとの結論に達する。実は、この別括物の中に雑誌が多数含まれていたらしいのであ

る。明治31年11月1日付で、帝国図書館から警保局に対して、雑誌の納本督促が出されている。

「納本雑誌類送付方之義内務省警保局へ照会

当館へ御送付可相成納本之内雑誌類ハ去六月以来一向御送付無之閲読者ニ於テ失望候モノ少カラス候条既ニ納本相成居候分ハ至急御送付且爾後納本ノ分モ可成速ニ御回送相成候様致度此段及御照会候也」

結局、別括物に含まれない雑誌の交付は従来通り継続されたが、別括物とされる雑誌の送付は打ち切られてしまう。図1に見られる明治30年を境とする内交雑誌の急減はこうしたやりとりの結果であったと推測される。

『上野図書館八十年略史』には、帝国図書館が慢性的に書庫の狭隘に悩まされ続けていた苦渋に満ちた記載が見られるが⁽⁹⁾、明治の後半から新聞・雑誌類の急増に対して、十分な対応がなされなかった理由の1つに、書庫の問題をあげてよいのではないかと思う。図書と違い、逐次刊行物の場合は、継続して収集をはからねばならないため、常に書庫スペースが問題となってくる。新聞については、大正4年3月、書庫狭隘のために、『東洋新報』以下16紙が一時閲覧のみで永久保存をやめてしまう。翌5年7月には、『東京毎夕新聞』以下14紙が、さらに、大正7年4月には、『横浜貿易新報』以下7紙が購求打ち切り、『長崎新聞』以下5紙が保存廃止になってしまう。書庫狭隘の煽りを真っ先に受けるのが、新聞であり、ついで雑誌であったと思われる⁽¹⁰⁾。

これまでの考察に基づいて、新聞・雑誌の網羅的収集がなされなかった幾つか

の理由をあげることができよう。第一に、資料の性質に由来する業務運用上の困難さであり⁽¹¹⁾、追って深刻な問題となったものが、書庫の狭隘であった。当初より新聞の網羅的収集は放棄されていたが、図書館の対応が困難な程急速に新聞・雑誌資料の増加が進み、雑誌についても網羅的な収集は不可能とされたと考えられる。図書の場合、現今の価値は低くとも保存を講じた乙部本があったが、新聞・雑誌類の場合は閲覧に供すべき資料の収集すら完全ではなく、乙部相当資料の収集は全くなされなかった⁽¹²⁾。自館に必要と考えていた資料ですら、新聞の保存打ち切りのような事態を余儀なくされたのである。その意味では、帝国図書館は我々が今日考えているような納本図書館としては、きわめて不十分な組織であったと考えるべきであるのかもしれない。

帝国図書館の収書方針として、明治29年第9帝国議会における、外山正一博士の「帝国図書館設立案」提案説明での演説が著名であるが⁽¹³⁾、その1つとしてあげられている「国内新刊出版物は納本制度によって網羅的に収集する」は、図書資料にのみ言えることであって、新聞・雑誌類を含めた概念として、どこまで館内外の共通の理念となっていたのかは疑わしい。むしろ、当時の帝国図書館には、納本図書館という位置づけよりも、「遠大該博」な参考図書館たらんとする意識が強かったのではないかと思われる。自らをして、「通俗図書館」ではないという認識から、明治22年、東京図書館の時代には、蔵書中の通俗にわたるもの約1万4,000冊を大日本教育会付属図書館に貸付している⁽¹⁴⁾。

資料の選択的収集を余儀なくされた新

聞・雑誌類の場合、逆にその資料構成を検討することによって、当時の帝国図書館側の収集方針・資料価値観を覗くことができよう。次章では、現在残されている雑誌から資料選択の方針を考察してみたい。

注

- (1) 西村 前出論文
- (2) 『帝国図書館年報』 1974
- (3) 明治初期に於ける内務省からの資料交付の頻度は不明であるが、昭和初期では週1回程度であったとの岡田氏の報告がある(前出論文)。
- (4) 明治初年に各地に発生した新聞縦覧所に、読書施設としての図書館活動の萌芽をみる事ができる。新聞は図書館資料として、重要な位置を占めるものであった。
- (5) 西村 前出論文
- (6) 前出 『帝国図書館年報』
- (7) 「出版図書・新聞雑誌数暦年表」『日本出版百年史年表』 p.1,065 1968
- (8) 大滝則忠, 土屋恵司「帝国図書館文書にみる戦前期出版警察法制の側面」『参考書誌研究』第12号 p.14~32 1976
- (9) 前出 『上野図書館八十年略史』 p.149
- (10) 西村 前出論文
- (11) 終戦直前、帝国図書館での新聞・雑誌資料の受け入れ担当者は2名であったという(岡田温氏談)。わずかな人手で、膨大な数の新聞・雑誌を整理し、しかも速報性を失わないように迅速に閲覧に供することは不可能であった。一方、内務省の側でも、僅か10名足らず(新聞検閲掛)の人数で毎日500以上の日刊紙と7~80におよぶ資料を処理していたわけで、日刊紙交付の困難さは想像に難くない。前出、岡田氏の内務省から雑誌が満足に来なかったという報告からみても、資料が完全に交付されなかった原因の一半は内務省側に求められるのではないかと(内交資料中の

雑誌の割合は、前出拙稿参照のこと)。

昭和に入ると、内交によって最初の号を受け取った後、発行元からの寄贈によって資料を収集するというケースがしばしば見られる。これは、内交資料に含まれた雑誌をもとに帝国図書館側で必要な資料を選択し、その収集が決定した場合に改めて寄贈や購入によって継続収集をはかった事実を示すものと考えられる。1,2例を示す(順に号数、収集方法と受け入れ日付)。

* 雑31-258 『外国電気事業資料』

1号 寄贈 昭和15年12月23日

4号 内交 昭和15年7月4日

* 雑31-261 『超電力』

189号(昭和15年1月号) 寄贈 昭和18年5月31日

194号(昭和15年6月号) 内交 昭和16年12月5日

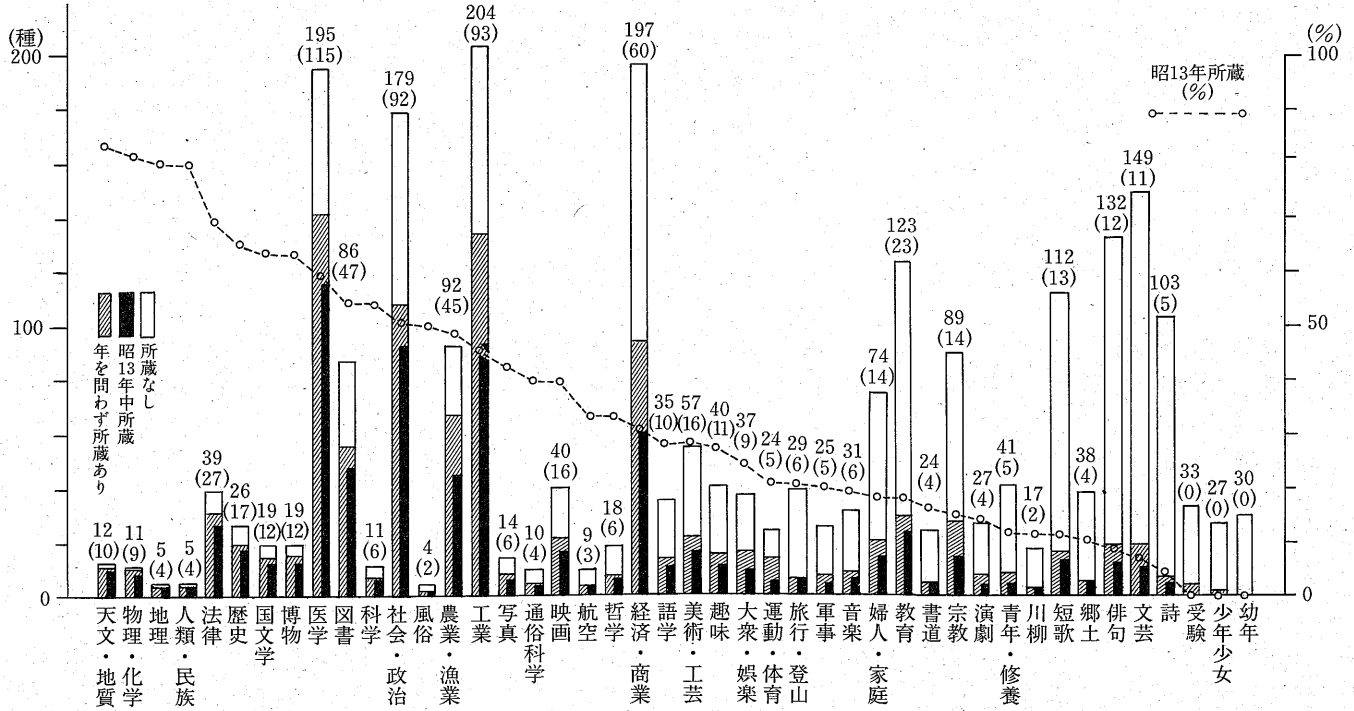
- (12) 明治期の乙部資料には、雑誌が相当数含まれている。初期には、乙部相当の雑誌資料が存在していた、と考えることも可能である。
- (13) 有泉貞夫「田中稲城と帝国図書館の成立」『参考書誌研究』創刊号 p.2~19 1970
- (14) 前出 『千代田図書館八十年史』 p.12

4 収集雑誌の分野別特色

今まで検討してきたように、帝国図書館が収集していた雑誌は、納本制度の規定にかかわらず、全体のごく一部にとどまっているものと考えられる。本章では、実際に収集した雑誌は、刊行されていた雑誌の中でどの程度の割合であり、また分野構成としてどのような特色を持つのか検討してみたい。

先に述べたように、帝国図書館時代に収集した雑誌は約4,500タイトルである。これは、明治以来発行されてきた雑誌のうちどの程度をカバーしているのだろうか

図2 『昭和14年雑誌年鑑』掲載雑誌の国会図書館所蔵状況



か。現状では、直接この問題を検討することは困難である。まず、分母となるべき、内務省の出版統計から雑誌の総タイトル数を算出することができない。雑誌は、出版法と新聞紙法の両者に該当するが、出版法の統計では、雑誌は納本冊数であげられており、実際のタイトル数を算出することができない⁽¹⁾。一方、新聞紙法の統計では、新聞紙と雑誌の合計種数で示されているので、雑誌のみの数字を知ることができない⁽²⁾。また、年内の在籍タイトル数から、明治初年以來の延べタイトル数を算出することが必要となるが、創刊・廃刊・改題やタイトルの合併・分離といった数字が完全には残っていない。これに対して、帝国図書館側の収集雑誌の総計についても、官庁出版資料の取扱、年鑑類など図書扱い資料として整理したものの推定といった問題が関係してくる。さらに、内務省の出版統計には、出版物というよりも印刷物と考えてよいものも多数ふくまれるため数字のみの比較だけでは実状を反映しているとはいえない面もある⁽³⁾。

このような問題をふまえて、ここでは、昭和14年に日本読書新聞社が記念事業として刊行した『雑誌年鑑』に記載されている「雑誌目録」の所蔵を調べてみることにする。同日録は、戦前の商業雑誌のリストとしては貴重なもので、昭和13年12月末現在の主要雑誌2,535タイトル(出版法、新聞紙法の両者を含む)が34分野に分類されて掲載されている⁽⁴⁾。この各々のタイトルについて、当館の所蔵状況を調査した。その場合、同日録の基礎となった昭和13年中の所蔵調査と年度を限定せずに、1号でも所蔵があるかどうかを調べた。逐行次刊行物の場合は、単

にタイトルの所蔵のみが問題なのではなく、該当号数の所蔵がなければ所蔵していることにはならないため、所蔵期間が重要な意味を持つ。

図2に分野別の所蔵状況を示した。全体としては、2,535タイトル中、773タイトル(30.5%)の所蔵であった。(時期を限定せず1号でも所蔵のあるものは、1,034タイトル、40.8%)⁽⁵⁾分野別では、自然科学や法学の学術雑誌が8割以上の所蔵であり、これに次いで、産業・経済・技術といった分野が並ぶ。逆に、成績の悪いものは、児童・青少年向け雑誌の全く所蔵なしをはじめ、俳句や詩などの各種文芸雑誌の所蔵が著しく低い⁽⁶⁾。さらに、理学・医学系雑誌、法学、政治などの雑誌では、昭和13年中の所蔵と時期を限定しない所蔵率がさほど変わらないのに比べて、農業、工業、経済、商業などの雑誌では、昭和13年中の所蔵に比し時期を問わない所蔵の割合が高いことが特徴的である。これは、産業関係雑誌の収集が不安定であったことを示している。収集の第一が学術雑誌に力点がおかれ、やや比重が下がって、産業・経済雑誌が集められたと解釈できよう。

『雑誌年鑑』に掲載されている雑誌は、その時代を代表する主要雑誌であり、納本図書館としては当然所蔵していなければならないものであると考えられるが、約3割の所蔵にとどまっている⁽⁷⁾。分野別には、学術雑誌が充実を見ているのとはうらはらに、通俗物、特に文芸雑誌や児童物の軽視が顕著であり、先に述べたように雑誌の場合「乙部」該当資料の収集がなされなかったという仮説が検証されたのではないかと思う。

注

- (1) 当時、週刊誌の数は少なく、主力は月刊誌・季刊誌と考えられ、1タイトルあたりの平均年間冊数は、5~6冊と推定される。概算で、明治末年の出版法在籍タイトルは、約3~4,000種と思われる。
- (2) 『図書月報』明治40年3月~42年9月号に掲載された新聞紙法に在籍する新聞紙・雑誌一覧では、新聞に分類されるもの379タイトル、雑誌に分類されるもの983タイトルとなっている。また、「雑誌の数は？」『東京堂月報』昭和9年9月号 p.7~8 1934には、一般雑誌として、昭和9年9月現在881種があげられており、分野別では、教育100種、経済・商業86種、政治82種、学術64種、文芸54種などとなっている。
- (3) 出版法の規定では、「書簡、通信、報告、社則、塾則、引札、諸芸ノ番付、諸種ノ用紙、証書ノ類及写真」など事実上すべての印刷物を納本対象に含めることが可能であった(丹羽邦男「近代資料論」『岩波講座日本歴史』第25巻別巻2 岩波書店 p.172~213 1976)。
雑誌の場合も必ずしも出版物とはいえない資料も納本対象となっていた可能性がある。また、新聞紙法の在籍種数には、休眠状態の資料も登録されていたので実際に発行されていた資料は統計上の数字よりも少なかった。
- (4) 「雑誌目録」序文には、昭和13年現在、新聞紙法による雑誌7,000種、出版法による雑誌1万3,000種の計2万種の雑誌が登録されているが、この中には、「某小学校第何期同窓会が年1回会員に配布する謄写版刷の会報」も含まれるので、体裁、内容、市場性等から判断していわゆる「雑誌」と称し得るもの約2,600種に限定したとある。
- (5) 近年、戦前雑誌の複製版の刊行企画が増えており、32タイトルについて複製版が刊行されている。原資料の所蔵がなく、複製版のみの所蔵の場合は、所蔵なしと見なした。

- (6) 筆者が、戦前期の雑誌に関心を持ったきっかけは、ある児童文学者から、自分の習作時代の作品を掲載した大正年間の児童雑誌の所蔵を尋ねられたことに始まる。この老作家は、自らも昭和初期から童謡雑誌を主宰していた経験があり、内務省へ納本した雑誌は帝国図書館から国立国会図書館に引き継がれているものとの確信を持っていた。国立国会図書館には、戦前の児童雑誌が極端に乏しく、これを契機として雑誌の納本制度が機能していなかったのではないかという疑いを持つようになった。児童文学に限らず、日本の文芸研究にとって同人誌の占める比重は大きく、雑誌の納本体制が不十分であったことが今日重大な障害となりつつある。児童文学研究における雑誌問題を提起したのもとして、鳥越信「児童文学研究における「雑誌」の位置」『国際児童文学館紀要』創刊号 p.2~17 1985を参照のこと。
- (7) 代表雑誌2,600タイトルからみて3割という数字である。新聞紙法・出版法在籍タイトルは約2万種あったわけで、年度は2年ほど異なるが、昭和15年の雑誌在籍タイトル1,263種で割れば、帝国図書館の所蔵率は、6.3%というきわめて低い数字になる。

5 「雑誌」メディアと納本制度

前章までは、言わば、「資料」に基づく解読作業を続けてきたわけであるが、ここで、「雑誌」というメディアについて論旨を外れない程度に若干の考察を試みることで、問題の背景に多少の見通しをつけるとともに今後の課題を検討していく上での材料を提示してみたいと思う。

雑誌の起源やその機能に関しては、これまで幾多の研究がなされているが、新聞に比べて情報の鮮度では劣るが逆に断片ではなく一定量のまとまりのある解説

を掲載できることから、学術雑誌、娯楽雑誌などに代表される、報知性、教育性、娯楽性といった機能を持つメディアとしてしばしば特徴づけられている⁽¹⁾。出版の意義は、記録物を公知のものとする⁽²⁾ことと定義されるが⁽²⁾、雑誌は、経済的に最も安価にフロー性の強い情報を記録にとどめ、公知のものとする機能に優れたメディアである。また、それが故に現在では、「図書館」が「雑誌館」と改名すべきほどの雑誌隆盛の時代を迎えている⁽³⁾。

雑誌の特徴は、図書と対比することによって鮮明に浮き彫りにされる。雑誌は、図書に比べて内容情報（記号情報）の占める比重が高く（コピーによって代替可能）、図書は内容の記号情報に加えてもの自体の価値の占める割合が高い。現在の図書館の機能は、もの自体の提供に比重がおかれていた「博物館」的機能から、記号情報のコピー提供という「アーカイブス」的機能へと重心が移行しつつある⁽⁴⁾。

図書館の機能の根幹は、書誌コントロールによる情報アクセスの確保に求めることができると思われるが⁽⁵⁾、書誌コントロールは対象物のパッケージ性が強い程組織化が容易である。従来⁽⁶⁾の図書館は、新聞・雑誌資料に対して、有効な組織化をなしえなかったが、図書館のアーカイブス化の進んだ今日、その矛盾は一層拡大する傾向にある。

伝統的な図書館の業務体系が新聞・雑誌類の組織化に不十分である事例として、「初巻整理」という概念を指摘したい。これは、新聞・雑誌資料の場合、幾号か製本ができる冊数が集まった時点で初めて図書館資料として整理するという考えかたであって⁽⁶⁾、国立国会図書館では、昭

和39年までは製本単位に到達しない雑誌は目録をとられることがなかった。数号で廃刊になったり、納本が中断してしまったりといった理由によって製本単位に満たないまま未整理の状態におかれている雑誌が、戦前の帝国図書館時代の資料からの累計で約5,000タイトル残されている⁽⁷⁾。

次に、納本制度と雑誌の関係を考えてみたい。すでに触れたように、帝国図書館では、国内出版物の網羅的収集を方針にかかげながらも、実際には大参考図書館を指向しており、通俗資料に厳しい姿勢を持っていた⁽⁸⁾。その点では、納本資料の永久保存を建前としていた内務省側にむしろ資料保存の意識が強かったことは興味深い⁽⁹⁾が、しかし、それは万人に開かれた資料ではなく、あくまでも言論統制を主目的とする出版警察制度の枠組みを抜け出るものではなかった。

納本制度に基づく資料の網羅的収集を考える上で、資料に対する価値判断を加えない（あるいは、その時代の支配的常識的な価値判断に縛られない）ことが重要な要素となる。帝国図書館の雑誌収集の基本方針は、限定された予算と人の枠内ではそれなりに必要性を考慮したものであったと思われるが、今日からみれば、文芸雑誌のような後代に残りにくい資料の収集が手薄であったため、納本図書館本来の使命を果たすことができなかった。実際、帝国図書館が収集しえなかったような種類の雑誌は、多くの大学図書館もまた所蔵していないような資料なのである。納本図書館の基本姿勢は、多くの機関が収集している資料にのみ照準を合わせるのではなく、長期的に見て、資料がどの程度保存されていくかという要

素をも考慮に入れたものでなければならぬ。既成の価値判断で通俗的と思われる資料であっても、むしろ、通俗性であるからこそ精力的に収集保存しておく必要もあるのではないか。時間軸からみたアクセスの保証に、納本制度と保存図書館の最大の意義があるはずである⁽⁹⁾。この点、価値判断を後世の判断にゆだねた乙部という制度は賢明なものであって、新聞・雑誌類にこういった措置がとられなかったことが悔やまれてならない。

注

- (1) 永島寛一『雑誌論入門』吾妻書房 1967
- (2) 根本彰「出版概念の再検討による書誌コントロール論の試み」『社会教育学・図書館学研究』第6号 p.13~24 1982
- (3) 既に、昭和初期に「雑誌館」構想が提出されている。田島芳郎「雑誌図書館建設の提要」『書物展望』昭和8年9月号 p.74~76 1933 大田栄太郎「雑誌保存・雑誌館」『書物展望』昭和15年5月号 p.72~76 1940
- (4) 井上如「学術雑誌総合目録におけるネットワーク」『専門図書館』第110号 p.84~90 1988
- (5) 根本彰「図書館学の基礎概念としての書誌コントロール」『図書館学会年報』第31巻 3号 p.110~117 1985
- (6) 新聞・雑誌類の取扱いが困難な性質の1つとして、保存の問題がある。もともと、長期保存を想定した資料ではないため、図書館では、いわゆる合冊製本などの対応をしなければならない。製本が終了し、長期保存が可能になった時点で初めて図書館蔵書としての対象とみなす考えが、初巻整理である。
- (7) 柴田宵曲によれば、帝国図書館では目録に記載のない雑誌でも請求すると新聞紙にくるんだものを出納してくれたという(稲村徹元氏談)。これは、初巻整理前の未製本資料

(当然目録はとられていなかった)を出納していた例と考えられる。

初巻整理切り替えに伴う未整理雑誌は、50音順に誌名カードのみとられているものが、5, 117タイトルある。この多くは、1,2号のみの端本であるが、戦前の雑誌も含まれており、今日未発見の雑誌も少なくない。

(8) 帝国図書館長田中稲城の「稗史小説は士君子の読むべきものに非ず」という姿勢は有名である。

(9) 納本制度は、たとえ言論・思想統制を主眼としない現行制度のもとでも、国家権力によって発行者の私権を制限する側面があることは否定しえない。発行者が、ある限定された範囲内で情報を公知とする意志を持っていても、納本による書誌コントロールという図書館の機能は、発行者の意図を越えて万人に対してアクセスを保証するものだからである。この場合、納本図書館は、国民の知識への欲求を信託されたという立場によって、はじめて私権制限の正当な理由付がなされるが、その場合でも、資料の公開に一定の制約が必要な場合がありうる。しかし、一時的な公開の制限はありえても資料の収集に制約があっては納本制度は維持できなくなってしまう(「閲覧制限本」を考察する上で参考となる論考として、大滝則忠「戦前期出版警察法制下の図書館」『参考書誌研究』第2号 p.39~53 1971 及び、前川恒夫「リクエスト論への疑問にこたえる」『図書館雑誌』第81巻12号 p.739 1987)。

むすびに代えて —— 今後の課題

明治以来の日本の納本制度、ひいては出版文化を考える上で、「事実上、新聞・雑誌類に関しては、納本制度が機能していなかった」という問題点は、決して見過ごすことはできないものと思われる。本来であれば、戦後40数年経過する前に、

抜本的な資料の収集計画が図られるべきであったと思われるが、現在の時点で早急になさねばならないこと、今後検討を必要とすることなどを取り上げ、本稿のしめくりとしたい。

第一に重要な作業として、現時点で確認しうる新聞・雑誌資料の書誌的事項の復元が必要になろう。戦前期の出版状況の数字的な概況は内務省の出版統計で把握可能であるが、個々の具体的な書誌事項に関しては『出版警察概観』や『出版警察法』などに部分的に残るのみである。旧内務省に提出された届出記録が残存していれば有力な手がかりとなろうが、内務省の公文書類は、古くは関東大震災による内務省庁舎の焼失により、また、昭和20年8月の太平洋戦争終了とその後の治安立法の停止、昭和22年12月の内務省解体という過程で、散逸あるいは意図的な隠滅、さらには占領軍による接収などもあったと思われ、その所在を含めて明かにされていない⁽¹⁾。

現状では、諸資料を基礎として新聞・雑誌の出版事項の調査・復元を進めていく以外に方法がない。『日本出版百年史年表』(昭和43年刊行)は、先駆的業績として貴重ではあるが、この本で判明している、昭和20年までの新聞・雑誌資料の数は、約3,000タイトル程であり、内務省統計から推定される新聞・雑誌類全体から見ると、ごく一部にすぎない。出版学会をはじめ各学会、出版業界、図書館界、古書店協会などの協力によって、この年表を拡充するとともに、あわせて内務省文書の調査を進めていくことが急務であろう。

第二点として、国立国会図書館は、戦前期には新聞・雑誌資料の納本制度が実

質的に機能していなかったという認識に基づいて、積極的な資料拡充を図っていくことが望まれる。最近5か年の未収雑誌の購入実績を見ると⁽²⁾、昭和59年度が与謝野鉄幹『おち葉』など12タイトル573冊、60年度が『潮寧叢談』など16タイトル595冊、61年度が島津製作所『理工学的工芸雑誌』など6タイトル258冊、62年度『コトバ』など6タイトル164冊、63年度『文学報国』など43タイトル1,999冊(冊数には合冊製本を含む)となっており、図書を含めた未収資料の購入予算が年間数百万円という規模の中で、平均20%強の予算が雑誌補充にあてられているが、未収雑誌資料の量に比べれば僅かな補充にすぎず抜本的な対応が必要になっている。また、コレクションの受け入れはもとより、個人が所蔵している古資料などについても当館が積極的に寄贈の依頼を行なって、新規資料を発掘していくことが大切ではないだろうか。

古雑誌購入や寄贈雑誌の受け入れは、単に予算枠のみが問題なのではなく、例えば、トラック一杯の資料を寄贈していただいても、当館の欠号資料は十数冊にすぎないという例もあり、また、欠号分を購入したいと思っても大量の重複本を買わなければならないなど、むしろ、人手の手当を含めて収集の準備体制をいかに確立していくかが重要課題となっている。目録(『国内刊行逐次刊行物目録』など)の欠号表示もきちんとなされず(「欠多し」となってしまう)、一方で、幾多の未整理資料を抱えるといった状況では、館外の理解や協力をえることは難しい。国立国会図書館の納本図書館としての意義と役割を広く社会に訴えて、館内外で未収資料に対する共通認識を確立して

いくことによって、未収資料の抜本的収集に対応しうる体制を確立していくことが不可欠である。

三番目に、言うまでもなく国立国会図書館の単独での活動には限界があり、国内外の機関の協力を進めて、新聞・雑誌類の資料のアクセスを保証していくことが最終的な目標となろう⁽³⁾。当館では、明治初期から昭和20年までの新聞(304種)を対象に、昭和40年より、大学図書館、県立図書館、新聞社などと協力して新聞マイクロ化事業を進めている⁽⁴⁾。また、昭和45年からは、国内主要機関の協力を得て、『全国マイクロ新聞制作所蔵一覧』⁽⁵⁾を刊行し、全国的な資料アクセスの保証に向けての努力を続けている。雑誌資料の場合も、欠号補充等他機関の協力を得ながら、明治期・大正期の学術雑誌(約4,200種)を対象とするマイクロ化が昭和48年から開始されている。今後、当館所蔵資料にとどまらず、全国的な資料保存計画の達成とそれに連動した総合目録の作成による資料のアクセスの保証が重要課題となる。総合目録の必要性は、新聞・雑誌類に限定されるものではないが、本稿で取り上げてきた特殊事情を考慮するならば、優先して取り組まれる必然性は高いはずである⁽⁶⁾。

最後に、本稿では問題提起にとどまり、はじめに掲げた基本的事項について、十分な考察をなしえなかった。筆者の力量不足をお詫びするとともに、識者各位の御批判を仰ぎ、今後の進展を期したいと思う。また、末筆ながら、本稿は、逐次刊行物部雑誌課宮雄司主査をはじめとする、国立国会図書館内外の多数の先達の貴重な御教示によるところが多く、ここに深く感謝を表したい。

注

- (1) 三上昭美「公文書Ⅲ内務省」『日本古文書学講座〈近代編Ⅰ〉』雄山閣 p.131~146 1979
- (2) 小野沢うばら氏御教示。未収本収集全般については、小野沢うばら「未収本の収集について」『国立国会図書館月報』296号 p.19~21 1985
- (3) 分野別の雑誌収集も、「東京大学法学部明治新聞雑誌文庫」(明治期を中心とした新聞・雑誌全般)「日本近代文学館」(文学一般)や「大阪国際児童文学館」(児童文学)など各分野で進んでおり、こうした関係諸機関との分担協力を進めていくことも大切であろう。
- (4) 昭和63年度までに、443万ページ、計画の63%を達成している。
- (5) 昭和45年、同50年『全国新聞マイクロフィルム制作所蔵一覧』、昭和56年、同62年『全国マイクロ新聞所蔵一覧』刊行。
- (6) 総合目録に関しては、国立国会図書館が図書、文部省が雑誌を分担する形で調整がはかられたといういきさつがあり、昭和28年以来、文部省(現在では、学術情報センター)によって『学術雑誌総合目録』が刊行されている。(分担協定問題に関しては、丸山泰通「日本における「全国総合目録」沿革ノート」『図書館研究シリーズ』第19号 p.1~100 1978参照)

国立国会図書館は、新聞・雑誌を含めて、総合目録作成の義務を負っており、特に本稿の観点からは、学術雑誌に限定されない総合目録の必要性を訴えたい。

(たなか・ひさのり 図書館協力部国際協力課)